

岡山市県営土地改良事業促進事務補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 岡山県が行う県営土地改良事業について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定に基づき負担団体となっている土地改良区に対し、県営土地改良事業の円滑な施行を促進するため、予算の範囲内において県営土地改良事業促進事務補助金（以下「促進事務補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

（補助対象及び補助率等）

第2条 促進事務補助金の交付対象となる県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）は、本市の区域内に存する農用地を受益地として岡山県が行う県営土地改良事業及び付帯事業とする。

2 促進事務補助金の補助率は、当該県営事業の分担金として、岡山県より土地改良区に対して賦課された額の100分の1以内とする。ただし、100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、県営事業への促進事務補助金交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは、促進事務補助金の額を調整し、又は交付しないことができる。

4 市長は、促進事務補助金を交付するに当たって、市の行政目的達成のために必要な条件を定めることができる。

（使途基準）

第3条 促進事務補助金は、当該県営事業の施行及び負担団体としての事務に必要な事務費であって、土地改良、農用地再編開発、干拓、海岸及び災害復旧関係補助事業の事務費、工事雑費及び一般管理費の取扱いについて（昭和48年7月23日付48構改D第609号（設）農林省構造改善局長通達）別表1に示す区分に従い支出しなければならない。

（交付申請）

第4条 促進事務補助金の交付を受けようとする土地改良区は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、県営土地改良事業促進事務補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 県営土地改良事業予算割当通知書
- （2） 土地改良区収支予算書（補助金に係る部分のみ）
- （3） 県営土地改良事業分担金明細書
- （4） 県営土地改良事業促進事業計画書
- （5） 促進事務補助金使途明細書
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、県営土地改良事業促進事務補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、不相当と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第4条の2 促進事務補助金の交付申請をした土地改良区が、前条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において、当該通知に係る促進事務補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもって取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る促進事務補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

（促進事業の遂行命令）

第4条の3 市長は、土地改良区が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その土地改良区の県営事業促進事業が、促進事務補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その土地改良区に対し、これらに従つて当該県営事業促進事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第9条の2第1項第3号の規定により当該促進事務補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

（変更承認申請）

第5条 第4条第2項又は本条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区が、当該県営事業促進事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは、県営土地改良事業促進事業変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 県営土地改良事業予算割当変更通知書（変更のある場合のみ）
- （2） 土地改良区収支予算書（補助金に係る部分のみ）（変更のある場合のみ）
- （3） 県営土地改良事業分担金明細書（変更のある場合のみ）
- （4） 県営土地改良事業促進事業計画変更書（変更のある場合のみ）
- （5） 促進事務補助金使途明細書（変更のある場合のみ）
- （6） 県営土地改良事業促進事務補助金交付決定通知書又は県営土地改良事業促進事務補助金変更決定通知書
- （7） その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、県営土地改良事業促進事務補助金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、促進事務補助金の額に変動のない場合には、県営土地改良事業促進事業変更承認決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、第4条第2項又は前条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知をするときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1） 県営土地改良事業促進事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- （2） 県営土地改良事業促進事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- （3） 県営土地改良事業促進事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- 2 市長は、促進事務補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

（着手届）

第6条の2 第4条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区は、当該県営事業促進事業に着手したときは、速やかに県営土地改良事業促進事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による着手届を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、届出者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

（完了届）

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区は、当該県営事業促進事業が完了したときは、当該決定通知又は変更決定通知を受けた年度の3月31日までに県営土地改良事業促進事業完了届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 県営土地改良事業促進事業完了報告書
- （2） 県営土地改良事業分担金領収書
- （3） 県営土地改良事業分担金明細書
- （4） その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による完了届を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、届出者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

（交付時期）

第8条 促進事務補助金は、前条第2項の規定による審査の結果、適當と認めた後において交付するものとする。ただし、市長が促進事務補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該県営事業促進事業の完了前に促進事務補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定による促進事務補助金の交付を受けようとする土地改良区は、県営土地改良事業促進事務補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 県営土地改良事業促進事務補助金交付決定通知書又は県営土地改良事業促進事務補助金変更決定通知書

（2） その他市長が必要と認める書類
（実績報告）

第9条 促進事務補助金の交付を受けた土地改良区は、当該促進事務補助金交付年度の翌年度の9月30日までに県営土地改良事業促進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 土地改良区収支決算書（補助金に係る部分のみ）

（2） 監査報告書

（3） 促進事務補助金使途明細書

（4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、促進事務補助金の額を確定し、県営土地改良事業促進事務補助金確定通知書（様式第10号）により、報告者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、県営事業促進事業の成果が促進事務補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該県営事業促進事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該土地改良区に対して命ずることができる。

4 第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う県営事業促進事業について準用する。

（交付決定の取消し）

第9条の2 市長は、促進事務補助金の交付申請をした土地改良区が次の各号のいずれかに該当するときは、促進事務補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により促進事務補助金の交付を受けたとき。

（2） 促進事務補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 前各号のほか県営事業促進事業に関して促進事務補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、県営事業促進事業について交付すべき促進事務補助金の額の確定があつた後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合、県営土地改良事業促進事務補助金交付取消決定通知書（様式第11号）により、当該土地改良区に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条の3 市長は、促進事務補助金の交付決定を取り消した場合において、県営事

業促進事業の当該取消しに係る部分に関し、既に促進事務補助金が交付されているときは、土地改良区に対し県営土地改良事業促進事務補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、土地改良区に交付すべき促進事務補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える促進事務補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（加算金等）

第9条の4 土地改良区は、第9条の2第1項各号に定める事由による取消しを受けた場合において、前条第1項及び第2項の規定による促進事務補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る促進事務補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた促進事務補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 促進事務補助金の返還を命ぜられた土地改良区が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の債務との相殺）

第9条の5 市長は、土地改良区が促進事務補助金の返還を命ぜられ、当該促進事務補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その土地改良区に対して、市の支払うべき私法上の債務があるときは、当該債務と未納付額とを相殺することができる。

（帳簿等の保存年限）

第10条 促進事務補助金の交付を受けた土地改良区は、当該促進事務補助金交付に係る帳簿及び証拠書類を、当該県営事業促進事業の完了の翌年度から起算して5年を経過するまでの間保存しなければならない。

- 2 促進事務補助金の交付を申請した土地改良区は、県営事業促進事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。